新 潟 市 報 道 資 料 令和 4 年 3 月 2 5 日

報道各位

新潟市広報課

損害賠償請求訴訟にかかる市長・院長コメントについて

標記について、別紙のとおりお送りします。

お問い合わせ先 新潟市民病院管理課 深沢・冨井 電話025-281-5151

損害賠償請求訴訟に係る市長コメント

亡くなられた元専攻医に対し、心より哀悼の意を表します。

判決内容は、結果として市の主張の多くの部分が認められなかったものでした。

しかし、裁判が長期化しており、第1審といえども一定の司 法判断が出たことを真摯に受け止め、判決内容を精査のうえ、 早期解決の必要性と職員の心理的負担も考慮し、対応を検討し てまいります。

今後も引き続き、医師の働き方改革について、必要な取組を しっかりと進めてまいります。

新潟市長 中原 八一

損害賠償請求訴訟に係る院長コメント

亡くなられた元専攻医に対し、心より哀悼の意を表します。

これまで裁判手続において当院としての主張をしてまいりましたが、市長のコメントのとおり、一定の司法判断がなされたことを真摯に受け止め、対応してまいります。

医師の働き方については、平成29年6月に発表した緊急対応を継続して行っていますが、令和6年度からの医師の時間外労働上限規制適用も控えていることから、引き続き必要な取組をしっかりと進めてまいります。

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也